

第38回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成22年9月30日（木）11：00～11：55

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用第1208特別会議室

3 出席者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、安部委員、井伊委員、佐々木委員、椿委員、廣松委員、山本委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報安全・調査課長、環境省総合環境政策局環境計画課政策調査係長、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部産業統計課長

【事務局等】

和田内閣府大臣政務官、西川内閣府大臣官房総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、内山総務大臣政務官、池川総務省政策統括官（統計基準担当）

- 4 議 事
- (1) 平成21年度統計法施行状況に関する統計委員会意見について
 - (2) 部会の審議状況について
 - (3) その他

5 議事録

○樋口委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第38回「統計委員会」を開催いたします。

本日は、縣委員、阿藤委員、宇賀委員、首藤委員、津谷委員が所用のためご欠席との連絡をいただいております。

また、本日は、内閣府の和田隆志大臣政務官、総務省の内山晃政務官にもご出席いただいております。後ほどごあいさつをいただくということになっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは議事に入る前に、本日、用意されております資料について事務局から説明をお

願います。

○乾統計委員会担当室長 それでは、お手元の資料を紹介させていただきます。

資料1 「平成21年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（案）」。

資料2 「平成21年度統計法施行状況について（意見）（案）」。

資料3 「国民経済計算部会の審議状況について（報告）」。

資料4 「サービス統計・企業統計部会の審議状況について（報告）」。

それ以外に、参考資料が6つほど用意されておりますので、ご確認いただけたらと思います。

○樋口委員長 それでは、本日の議題に移ります。

最初の議題は、統計法施行状況に関する統計委員会意見についてでございます。

本件につきましては、9月8日の第26回基本計画部会で審議され、了承されているものでございます。部会審議の様相については、参考4の第26回基本計画部会議事概要をご覧くださいと思います。基本計画部会でご指摘いただいた部分の修正等は私にご一任いただきましたので、本日は資料1として部会報告を一部修正した最終的な委員会としての報告書（案）を、また、資料2としまして委員会から関係各大臣宛ての意見書を配付してございます。

内容につきましては、既に皆様にはご確認いただいておりますが、本日、この統計委員会におきまして、委員の皆様からご了解をいただき、正式な統計委員会の報告書及び意見としたいと思っておりますが、ご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○樋口委員長 ありがとうございます。それでは、資料1をもって平成21年度統計法施行状況に関する本委員会の報告書、資料2をもって本委員会としての意見といたします。

この意見は所管する大臣宛てのものですが、本日、内閣府から和田政務官、また、総務省から内山政務官にご出席いただいておりますので、この場で私からそれぞれの意見につきまして、両政務官にお渡しさせていただきたいと思っております。

（樋口委員長から和田大臣政務官に報告書を手交）

（樋口委員長から内山大臣政務官に報告書を手交）

○樋口委員長 ただいま和田政務官に「国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化」につきまして意見を提出いたしました。本意見を尊重し、その内容の実現に向けてご尽力いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、内山政務官に「ビジネスレジスターの構築・利活用」につきまして、意見を提出いたしました。本意見を尊重し、その実現に向けてご尽力いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

和田政務官、内山政務官、本日はお忙しいところご対応いただきまして誠にありがとうございます。それでは、両政務官におかれましては、統計行政に関する今後の抱負も含めまして、ご挨拶をいただきたいと思います。

では、まず、和田政務官からよろしく願いいたします。

○和田内閣府大臣政務官 委員の皆様方、初めまして。私はこのたび9月21日に菅改造内閣で大臣政務官人事がございまして、内閣府の経済財政担当、そのほかにも科学技術等の担当がございしますが、そちらの大臣政務官を拝命いたしました和田隆志と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。

前任は、もう皆様方よくご存じのとおり、津村前政務官になりますが、ただいま津村前政務官から、この分野にかける彼の熱意も含めまして、今、しっかりと引き継ぎ中でございます。これから先、この統計委員会関係の業務を引き継がせていただきますが、ご指導をよろしく願いいたします。

若干、私が、今、統計に関して感じておりますことを申し上げて、抱負とさせていただきます。できればと思います。

こうした公的統計はさまざまございますが、当然のことながら、この統計は何のためにあるかということ、国民の皆様方がより自分の国内におけるホジション、また、将来の見通し、そういったものを立てる上で、正確に国の情勢を知っていただくためにあるわけでございます。つまりは国民が使うためにある統計でございます。そうしたことをしっかりと旨としまして、政府の一員として頑張りたいと思います。

もう一点は、私自身、実は役所出身でございまして、財務省で働いておりましたが、いわゆる予算編成に携わっておりました。そうした中で感じておったことでございますが、ご存じのとおり、年々厳しくなっていく財政状況の中で、いかに限られた財政資金を有効な分野に投入していくかということを考える上で、今、国が置かれている現状を正確に知ること、これが大きな課題であるということ認識させられた公務員時代でございました。

今までも随分各方面の方々がご努力いただいた結果、統計の整備は進んできているところではございますけれども、例えば各省庁がそれぞれの立場でそれぞれの統計を整備してきた今までの歴史から、もう少し政府全体として統合的な統計の取り方、発表の仕方、国民の皆様方へのお知らせの仕方、こうしたものを考えていくべき時代に入っているかと思っております。

そうした意味におきまして、先ほどの第1の国民の皆様方に使っていただくということを最終的に実現するためには、まずもって行政を担当します政府全体が正確に自分たちの置かれた状況を、省庁の垣根を越えて、正確に理解するということが必要だろうと考えているわけでございます。

そうしたことを趣旨としまして、基本計画が策定され、閣議決定され、それに則って、今、作業中だと伺っております。

菅総理の方からは今回の人事に当たりまして、直接ご指示がございました。こうした統計に取り組むことも、1つのキャッチフレーズとしても掲げております強い財政、強い社会保障、強い経済を実現していく上で、国民の皆様方にしっかりとそれをご理解、ご支援いただくためには、今までの予算編成過程を更に発展させて、PDCA、つまり予算を編

成・企画した後、どのような実情になっているかをしっかりと見極めた上で、次のアクションとして何を考えていくかといったことを考えていく上でもどうしても必要になってくる公的統計でございます。

そうした意味におきましても、先ほど委員長の方からSNA関係のしっかりとしたご報告もいただきました。こうしたものをしっかりと生かしていきたいと考えています。

この統計委員会の中で、いろいろとご審議いただいた内容をしっかりと政府全体に意思を伝達しまして、最終的に、それを生かすべく作業をしていくのが私の課せられた使命であると考えておりますので、皆様のご指導をいただきながら役割を果たしていければと思っています。

結びになりますけれども、こうした作業は各府省のそれぞれの現場においても意識していただきたいことでもありますし、更には政府全体、もっと言えば、世界的な意識を高めていって、全世界の発展のために、ある程度共通化されたような統計の取り方、そういったものも視野に入れながら頑張っていければと思っています。

何分にも、着任早々、これから勉強させていただく身でございますが、皆様のご指導をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○樋口委員長 どうもありがとうございました。私どもも心強くして、一緒にやってみたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

引き続きまして、内山政務官からご挨拶をお願いいたします。

○内山総務省大臣政務官 皆様、こんにちは。この度9月21日付けで総務省大臣政務官を拝命いたしました内山晃でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

基幹統計調査を中心とした公的統計は、国家の基礎となるもので、国民にとって合理的な意見の決定を行うための基盤となる重要な情報でございます。

樋口委員長を始めとします統計委員会の委員の皆様には、日ごろから総務省を始めとする政府統計の諮問案件等について、専門的な知見を活用して調査・審議等を精力的に行っていただき感謝申し上げます。

総務省は、統計法を所管し、政府全体の統計調査に関する調査や、統計委員会の共同事務局を担っています。

また、全政府的に共通性の高い基本的な統計、例えば国勢調査の実施やビジネスレジスターの整備などを担っており、公的統計の整備に重要な役割を負っています。

政府統計である「公的統計の整備に関する基本的な計画」を政府全体として推進することなどにより、公的統計を着実に整備し、真に国民のための統計としていくことは、私は非常に重要なことと認識しており、今後も政府統計全体を統括する立場から、また、政府の基本的な統計を整備する立場から、精力的に取り組んでいきたいと考えております。

特に、明日10月1日は国勢調査の実施日でございます。昨年、皆様にご審議いただいて、国勢調査について総務省として確実に成功させるよう努力していきますので、引き続きのご支援をお願い申し上げます。

そして、ただいまビジネスレジスターについてのご意見をいただきました。ビジネスレジスターは経済統計のかなめ。現在、総務省において有識者も交え、整備方針についての検討を行っており、統計委員会からのご意見も踏まえ、年度内には整備方針を取りまとめる予定でございます。

政府全体として、しっかりとした統計の基盤整備がなされるように、各府省と協力して取り組んでいく所存でございます。

結びに、引き続き皆様の知見をお借りしながら、皆様とともに良い統計をつくっていきたいと考えておりますので、どうかご協力のほどよろしくお願い申し上げましてあいさつといたします。ありがとうございます。

○樋口委員長 ありがとうございます。今後とも両政務官におかれましては、新統計法に基づく統計行政を着実に、かつ円滑に進める上で、政務のお立場からも是非ご協力のほどお願いいたします。

ここで公務のため、内山政務官は退席されます。どうもありがとうございました。

(内山大臣政務官退室)

○樋口委員長 それでは、2番目の議題に移ります。

国民経済計算部会の審議状況につきまして、深尾部会長からご報告をお願いいたします。

○深尾委員 国民経済計算部会の審議状況についてご報告します。

9月16日に第10回の国民経済計算部会がありました。詳細については、お手元の資料3に審議状況の報告があります。これをご覧いただきながらご説明したいと思います。

今回の部会は、F I S I Mの四半期速報推計について了承するとともに、諮問第16号「国民経済計算の作成基準の変更について」の中間とりまとめを行いました。

まず、1つ目のF I S I Mの四半期推計については、内閣府から検討状況の説明がありました。提示された推計方法は可能な限り確報推計と同等の資料、手法を用いることで、確報での改定要因を小さくすることを目指したものであり、部会として了承しました。

さまざまな意見、質問が出ましたが、討議の内容については、資料3の最後に付いています議事要旨をご覧ください。

重要と思われるものを幾つかご紹介すると、1つは、不良債権問題等があつて、不良債権分が資産から除外されたときに、それが残高の推計に正しく反映される必要があるという指摘がありました。

この問題については、議事録にもありますとおり、基になっている資金循環統計でQEにおいて1期前の部分には資金循環統計が使われ、その資金循環統計では不良債権の状況が反映できる個別の貸倒引当金は貸出から除外しているため、F I S I Mの推計においてもそれが反映されるという点を確認しました。

それから、F I S I Mの推計額の中で影響が大きいと考えられている消費者金融については、これも日銀の貸出・資金吸収動向に含まれていないが、QEに反映させることはで

きないかという質問がありました。

これについては内閣府から、最近設立された業界団体が平成20年4月より月次の数字を公表しているため、今後、利用について検討したいという回答がありました。

このように、一部、今後検討すべき課題も残されていますが、基本的な方向性については、先ほどお話ししたように正しい方向であるということで部会として了承しています。

次に、2番目の議題である諮問の中間とりまとめについて、ご報告します。

これについて内閣府から、これまでの審議経過の中間取りまとめ及び今後の作業予定について、説明がありました。

その中で、平成17年の基準改定値については23年末に公表するという予定が内閣府から示されました。

当初の諮問の文書では、平成22年秋以降に公表が予定と基準改定値について書いてあったわけですが、我々としてはそれと比べると大分遅れたという認識です。

その背後には、今回の基準改定では、大幅な概念変更と膨大な作業があったために遅れが生じたと考えています。

中間取りまとめの具体的な内容については、資料3の国民経済計算部会による中間取りまとめの部分、表紙の次のページからをご覧ください。

以下、各項目について簡単にご説明します。

2008 S N Aの導入については、ここに書いてあるように土地改良等、一部について審議を行ってきましたが、実際のところはわずかに審議をただけでかなりの部分が残されているというのが我々の認識です。

しかし、後でお話するように、より緊急を要する重要な課題が山積していますので、この問題については総括的に議論し、余り詳しいところまで入り込んだ検討は、今回の中間取りまとめでは難しいのではないかという認識を持っています。

もともと基本計画では、この問題について平成22年基準改定を待たずとも可能なものから、年次改定において対応するという実施時期の規定となっています。

したがって、可能なものについてはできるだけ実現するというのが基本計画の精神で、今回の諮問においても、かなり具体的に、例えば非金融資産の測定に関する課題とか、金融に関する課題、政府公的部門に関する課題、海外に関する課題というように、具体的な内容について意見が求められています。先ほどお話ししたように、今回はかなり遅れていまして、個別の課題について詳しい答申をするのは難しいと考えています。

ただし、2008 S N Aについては、各国がどのような導入している現状になっているか、今後、導入する見通しであるかということ把握し、統計の国際比較可能性を維持するという点からも、この点についてはしっかり部会で把握して、今年度中にも検討したいと考えています。

以上が2008 S N Aの導入に関する状況です。

次に、ストック統計等の整備について、これは、内閣府からこれまで恒久棚卸法に基づ

く推計方法案及び仮の試算値の結果について説明がありました。これは膨大な作業を伴う大きな仕事なわけですが、かなり進んでいると考えています。ただし、ここにも書いたように、できるだけ広範な先行研究と比較することが望ましいこと。現在、内閣府において公的分類の基準変更に対応するためのデータの精査を行っていること等から、ストックワーキンググループを中心に引き続き審議を行う必要があるという判断をしています。

自社開発ソフトウェアの資本形成への計上については、内閣府から案が出され、これは部会として国際基準に沿った適切な内容であり、妥当であるという判断をしています。

育成資産の仕掛品在庫の計上についても、内閣府から既に提示された推計方法は妥当であるという判断をしています。

F I S I Mの導入に中については、先ほどご説明したとおりです。

公的部門分類の見直しについては、内閣府案が提示され、2008年SNAに沿ったものであり、妥当であるという判断をしております。

財政統計の整備については、まだ残ってしまして、今後、内閣府から説明を求め審議を行う予定です。

経済センサスー活動調査に関係する年次推計等の抜本的な見直しについては、先ほどの法の施行状況の意見とも関連しますが、現行推計の乖離幅の縮小、それから一次統計の利用等の面で、まだ、かなり多くの課題が残っており、かなり大変な作業が残されているというのが、我々の判断です。

これらの残された課題については、早急に対応し、平成22年度中を目途に予定されている答申に向けて審議を行っていくという予定です。

以上が中間取りまとめの内容です。私からの報告は以上です。

○樋口委員長 ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。

それでは、私から1つ。2008年SNAの導入に対して、当初計画に比べてかなり遅れているというようなお話でしたが、これについては中間取りまとめの中で、現状の遅れの理由であるとか、あるいは今後、具体的にどうするかというようなことについては、含まれてくるのでしょうか。

○深尾委員 そうですね。どういう問題を考える必要があって、遅れの理由については、ほかに膨大な作業があったからというのが主な理由だと思いますが、できるだけ理由についても書きたいと思います。

それから、先ほどお話ししたように、諸外国がどういう導入の見通しかということ是非常に大事なので、その問題については、先ほどお話ししたように、是非、答申の中に書き込みたいと考えています。

○樋口委員長 ありがとうございます。説明者の方で何かありますか。よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。それでは、深尾部会長を始め、国民経済計算部会の委員の皆様、今後も引き続きよろしくご審議のほどお願ひいたします。

それでは、第3番目の議題に移ります。サービス統計・企業統計部会の審議状況につきまして、本日は、首藤部会長がご欠席ですので、部会長代理であります廣松委員から報告をお願いいたします。

○廣松委員 今、ご紹介がありましたとおり、首藤部会長がご欠席ですので、部会長代理の廣松がご報告いたします。

第17回サービス統計・企業統計部会でございますが、8月31日に開催されました。これは8月2日の統計委員会で諮問されました「小売物価統計調査の変更について」の審議を行うためのものです。

第17回の部会の結果概要に関しましては、お手元の資料4にございますので、それをご覧いただきながらお聞きいただければと思います。

第17回の部会では、事務局から諮問の概要等について説明が行われた後、調査実施者から本調査の変更内容及び変更にあたっての考え方について説明がございました。

その後、審議が行われ、変更案のうち、調査品目の廃止、調査品目の名称変更及び集計事項の変更に関しては適当であるとされました。

ただ、消費者物価指数の在り方については、意見が分かれたものですから、次回の第18回の部会において、現状の整理をした上で引き続き審議を行うということにいたしました。

もう少し具体的に申しますと、例えば調査品目の廃止については、家計消費支出上、重要度が低くなっている品目、例えば福神漬とか、ヤカンとか、かなり細かいものですが、それらを廃止するということです。

一方、調査品目の名称の変更については、これもかなり細かいことですが、例えば現行の調査名でエビフライとか石油ストーブとかが書かれております。この点についても家計消費支出の変化等に応じて代表性がある品目を適宜選択できるようにするために、例えばエビフライというのをもっと一般的にフライにするとか、あるいは蛍光灯器具を照明器具にするとか、そういう形で名称を変更することによって、調査対象の品目をもう少し弾力的に選択できるような形にするということです。

それから、集計事項の変更といいますのは、これは現在、消費者物価指数の参考指数として連鎖基準指数とか、中間年バスケット指数を出しておりますが、全国の値はともかく、それを東京都に限定して公表している値はかなり不安定で、あまり有用な先行情報になりえないという理由から、この集計事項は廃止するということです。全国のもは、これまでどおり参考指数として出すということで、両者とも了解されました。

審議の中で大きく2つ論点が出てまいりました。1つは、今、調査品目の選定についてご説明申し上げたわけですが、これは家計調査という別の調査の結果に基づき、家計消費支出に占める割合が1万分の1を基準としております。

それに基づいて、先ほど申しましたとおり、廃止するとかあるいは新しい品目を追加するというを行っているわけですが、それに対しまして、調査品目を減らす方向で見直しをすることはできないのかというご意見、それは基準の見直しに関するものでございま

した。

それに対して、賛否両論ございました。お手元の資料4の概要の(3)のところに書いてございますが、その代表的なものを言いますと、マクロ的には、現在、個人消費は全体で大体400兆円くらいです。その1万分の1というとは大体400億円ですが、400億円規模の市場を考えると、それを減らすというのはいかがなものかというご意見がありました。

一方、ミクロ的には勤労世帯の1か月当たりの消費支出が大体30万円くらい、そうすると1万分の1ですと30円くらいです。それを年に直すと大体400円弱ということになります。これをどのように判断するかということですが、今まで過去の経験も踏まえて、1万分の1という基準を取ってました。

その見直しということですが、先ほど申しましたとおり、現在の基準を前提とした上で、現在の状況すなわちデフレの状況をとらえるという観点からは、今、大体520品目を取っているのですが、ちょっと少ないのではないかと、時勢を反映させるためにはもう少し増やす必要もあるのではないかと逆の意見も出ました。

更に、小売物価統計調査の基準というのを変更すると、消費者物価指数に大変大きな影響が及ぶ可能性があります。ご存じのとおり消費者物価指数、C P Iというのは、現在、色々な意味で注目をされている指数でもありますので、もし、変更するというのであれば、かなり時間をかけて検討した上で行うべきではないかという意見がございました。更には、このC P Iはデフレーターとしても色々なところで使われているわけですし、それらの精度にも影響を与えかねない。

その意味で、現行の基準に関する検討は必要であるが、その変更に関しては十分時間をかけて検討する必要があるという意見が出ました。

次に、2番目の大きな点として、消費者物価指数です。小売物価統計調査の議論の中で、どうして消費者物価指数が出てくるかということですが、実はこれにはかなり古い歴史的な経緯があります。昭和24年に遡るのですが、特別消費者価格調査というのが行われていました。当時、まだ闇市とかがあって、闇価格と実際の価格とがかなり乖離していた。それを捉えるために、この特別消費者価格調査というのが昭和24年に行われ、それから24年の5月、11月、それから25年の5月に行われております。

その後、この小売物価統計調査が昭和25年5月に当時の指定統計調査に指定され、それから更に家計調査が昭和27年9月に指定統計調査に指定されております。小売物価統計調査が指定統計調査にされましたときに、消費者物価指数は指定統計調査である小売物価統計調査の集計事項の1つという位置づけで現在まで続いているということです。

既に現在、集計事項である消費者物価指数も基幹統計になっているわけですが、先ほどから申し上げておりますとおり、消費者物価指数は社会的にも経済的にも政治的にも大変重要な指数であり、ある意味で一番注目されている指数かもしれません。

そのような観点から、消費者物価指数そのものを基幹統計としてはどうかという意見が出ました。といいますのは、ご存じのとおり、新しい統計法の下では、統計調査に基づく

調査統計だけではなくて、それ以外のいわゆる加工統計も基幹統計に指定することができるようになっておりますので、消費者物価指数の重要性を鑑み、これを基幹統計化してはどうかということです。

ただ、当日、事務局側と実施部局との間で、消費者物価指数が現在、基幹統計なのか、そうではないのかというところで意見の食い違いがありました。そこを明確に整理した上で、次回、第18回の部会で具体的に消費者物価指数の扱いに関して議論することにいたしました。

先ほど申し上げましたが、消費者物価指数は小売物価統計調査の集計項目の1つですが、それ以外にも小売物価統計調査の集計事項として、調査品目の価格も当然重要な集計事項です。

その中でも一番典型的な例としては、自動車ガソリンの都市別の平均価格というのがありますが、これは揮発油税等の課税の停止、あるいは停止解除を判断するときの指標として実際に用いられております。

したがって、小売物価統計調査そのものも大変重要であり、法令上規定されている利活用があるわけですから、重要な地位を占めています。そこで、消費者物価指数と小売物価統計調査との関係をどのように考えるかというのが一番大きな論点でございます。

第17回の段階では、一応そこまでですが、第18回の部会も9月28日に開催いたしました。前回に引き続き、小売物価統計調査の変更についての審議を行い、答申案のとりまとめを行いました。ただ、28日の開催ということで、ちょっと時間が足りなかったものですから、答申案そのものに関しては次回、来月の統計委員会でご報告をさせていただき、統計委員会としてご承認いただければと考えております。

第17回のサービス統計・企業統計部会の結果概要は以上でございます。

○樋口委員長 ありがとうございます。ただいまのご報告について、ご質問をお願いいたします。

安部委員。

○安部委員 これは私の印象ですが、この部会に限らず、どの部会でもそうなのかなというのが「5 議事概要」の(3)の⑤のところですか。変更計画の案が出てきたときに、ここでは例えば品目の変更ということですが、非常に大きな課題について議論を始めても1、2回の部会で議論するのは拙速という結果になるのはある意味明らかと言いますか、私もほかの部会で同じようなことを経験したことがございます。どの部会でも同様ではないのかなというのが実感です。

先ほど和田政務官からPDCAというお話がございましたが、これに関してPDCAというのが本当にいいのかというのを、一度どこかで検討した方がいいのかと思っております。

つまり、諮問が出てきた段階から部会で議論して、かなり細かいところまで議論をして、問題を洗い出して、しかし、大抵の場合は今後の課題ということになって文書に残すと。

ですが、今後の課題といったときには、統計にもよりますが5年後だったりするわけで、勿論、その間、しっかりと検討がされて問題が解決する、ちゃんとそれに対応がなされる場合もあると思いますけれども、そうでない場合もあるかもしれない。逆に問題がずっと残っていて、利用者からは一種のフラストレーションが引き続き表明されているというようなことになる場合もあるのではないかと、そのような印象をずっと持っております。

ですから、どういう形がいいのかということも難しいのですけれども、現行の諮問から審議というので問題点を解決できるのかどうか、疑問に思っております。

以上です。

○樋口委員長 今のご意見は、この部会に限らずというお話でしたが、まず、廣松委員からの部会での問題提起といいますか、ご報告について、今の議論についてはその後に回したいと思いますが、いかがでしょうか。

深尾委員。

○深尾委員 既に取りまとめに入られているということで、余り今言っても影響はないのかもしれませんが、先ほどの意見の中にもあったということでご紹介があったとおり、CPIというのはSNAで実質の経済成長等を把握する上で非常に大事な統計なので、品目数の減少等はかなり慎重に、精度が低下することがないように、是非ご検討いただければと思います。

○樋口委員長 9月28日に開かれた部会で、ほぼ取りまとめの合意はできたということですね。

○廣松委員 はい。そういうことです。

○樋口委員長 そうしますと、次回の統計委員会で報告されるまで、部会の開催は予定されていないということですか。

○廣松委員 今のところ予定しておりません。

○樋口委員長 いかがでしょうか。まさにデフレ経済という非常に大きな問題に対して、統計の調査方法の変更であるとか、品目の変更によって、今までの流れといったものが変更されると、統計に対する信頼感といったところもまた問題になると思いますので、これは慎重に扱っていかねばいけないというのは、全くそのとおりかなと思います。

しかし、その一方において、やはり改革ということも進めなければいけないということで、同時並行して、この2つの、ある意味では二律背反といいますか、それをうまく乗り越えなければいけないという問題が提起されているのかと思います。

では、今のサービス統計・企業統計部会の報告についてはよろしいでしょうか。

(各委員、「はい」と了解)

○樋口委員長 それでは、先ほど、安部委員が提起されました全体に関わる審議の進め方ということで、これは統計委員会自身の大きな問題であると同時に、各実施部局との関連もあるわけでして、多分、安部委員の懸念は、今後検討するといって先送りされたのでは困る。先送りするにしても何らかの形でその検討が引き続き行われるような、そういった

仕組みは作れないかということだと理解してよろしいでしょうか。

どうぞ。

○**廣松委員** 安部委員がご指摘になった点は、確かに統計委員会として真剣に考えないといけない点だと思います。

今までの諮問・答申のやり方では、特に答申の段階で「今後の課題」と位置づけられたものに関しては、次の諮問があるまでに解決をする、あるいは検討して結論を出すということが暗黙の了解になっています。

ただ、その期間というかスピード感については、確かに先ほどおっしゃったとおりの大きな調査だと5年毎になりますので、そこが少し問題かとも思います。今回の諮問に関しても、前回の答申で出された宿題を解決するというか、検討して、それに答えを出しました。その上で今回議論した結果、今後さらに検討を要するという点に関しては、今後の課題ということで引き継いでいくという方法を踏襲しています。この方法自体は、私は今後も必要だと思います。ただ、やはり申し上げたスピード感というか、その点についてはさらに検討が必要ではないかという気がします。

○**樋口委員長** 佐々木委員。

○**佐々木委員** この部会には、私も出席していたのですが、私は品目数を減らせという意見だったのですが、それに反対の意見がかなり強行に出まして、先ほど廣松委員からも言われましたように400億円というのは大きいじゃないか、一方で一ヶ月にたった30円、そんなものがという話もあって、かなり色々な議論をしたのです。

いずれにしても、かなり議論を深めた結果、これは今すぐ簡単に答えを出さない方がいいということでペンディングになった話。私が今までサービス統計・企業統計部会に出席していて、こういうのは珍しい例です。大体コンセンサスを得て、結論が出ていくというのが大勢ですからね。私はこのことについては余り心配していないのですけれども。

○**樋口委員長** 安部委員、どうでしょうか。

○**安部委員** 余り心配ないという場合は構わないと思いますけれども、そういう場合だけとは限らないようにも思います。

つまり、前回、例えば5年前に「今後の課題」と出されなかった点について、新しい問題が出てきたとか、新しい経済状況が表われてきて新たなニーズがあって、そういう状況で諮問があって、この統計では何を計ってほしいのかということを考えて、諮問案件を議論するわけですが、その中で、こういうことは調査できないのかとか、この調査方法を変えたらいいのではないかなというようなことを考えても、諮問後の段階でできることなんて本当に少ないのです。

そうだとすると、確かにそれを「今後の課題」に入れれば、勿論、次回までにはとか、それまでの間にはとか、対応するということでしょうけれども、しかし、その一方でもう一つ思いますのは、例えば、今後出てくる諮問について、かなり前の段階から色々な情報を私ども会議に出る側が収集しておく、会議で色々議論になりそうなところは、事前にも

う少し早い段階から議論をするという形を取った方がいいのかなという印象を私は持っております。実はインフォーマルにやられている部分もあるのかもしれないのですが、現状では、それが必ずしもできていないのかなというのが私個人の印象だということです。

以上です。

○樋口委員長 恐らくこういう議論というのは、一般論としては、なかなか片づけにくいわけで、例えば答申の書き方によって「この点についてはまだ議論が残っているから、いついつまでに検討する」というような書き方というのも項目によってはあり得るのかなと思います。

システムとして、一般論として、どうしたらいいかというのは、なかなか想定する問題によって議論が違っているということで、佐々木委員がおっしゃったように、この問題というのと、ほかのところで起こっている問題というのが、同じ1つの仕組みで解決できるかということ、必ずしもそうではないのかなと思いますので、当面は、例えば答申の書き方のところで工夫をするということで、これは是非とも今やらなければいけないということであれば、そういった対応の仕方というのものもあるのかなと思います。

ただ、これは今日結論を出すことではなく、統計委員会において非常に重要なテーマでありますので、引き続き、ご議論していければと思います。それでよろしいでしょうか。

○安部委員 ありがとうございます。

○樋口委員長 ありがとうございます。それでは、サービス統計・企業統計部会の委員の皆様、今後も引き続き答申案のとりまとめに向け、ご審議はほぼ終わったということでございますが、取りまとめに向けてご協力いただければと思います。よろしく願いいたします。

本日の議題は、これですべて終了いたします。なお、前回の委員会でお知らせしましたように、この後、私の方から今回の委員会の報告書・意見についての委員長談話といったものを提出させていただきたいと思います。これにつきましては、別の部屋におきまして、私の方から記者ブリーフィングを行いたいと考えています。

それでは、次回の日程について、事務局から連絡をお願いいたします。

○乾内閣府統計委員会担当室長 次回の委員会につきましては、10月22日金曜日、いつもより2時間早い午後1時からこの会議室において開催いたします。会合の詳細については、開催通知をもってお知らせしますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

○樋口委員長 以上をもちまして、本日の会合を終了いたします。

どうもありがとうございました。